

○多摩市版地域医療連携構想調整会議設置要綱

令和 4 年 10 月 20 日 多摩市告示第 499 号

改正

令和 5 年 3 月 31 日 多摩市告示第 163 号

多摩市版地域医療連携構想調整会議設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市版地域医療連携構想（以下「連携構想」という。）に定める評価の視点及び指標に基づき、多摩市における地域医療の現状を把握するとともに、連携構想に係る取組の進捗状況及び今後の方向性の確認を行い、もって連携構想の推進を図るため、多摩市版地域医療連携構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 連携構想に係る取組の進捗状況及び今後の取組の方向性の確認に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、連携構想の推進に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 調整会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）のうちから市長が委嘱するものをもって構成する。

- (1) 多摩市医師会が推薦する者 一人以内
- (2) 多摩歯科医師会が推薦する者 一人以内
- (3) 多摩市薬剤師会が推薦する者 一人以内
- (4) 在宅医療関係者 一人以内
- (5) 医療機関関係者 一人以内
- (6) 介護事業関係者 一人以内
- (7) 東京都南多摩保健所が推薦する職員 一人以内
- (8) 公募による市民 二人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 調整会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、調整会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 調整会議の会議は、会長が主宰する。
- 3 調整会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 調整会議の会議は、原則として公開する。
- 5 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 調整会議の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月31日多摩市告示第163号）

この要綱は、公示の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。